
学校体育施設利用上の学校側からの注意事項

学校名：藤岡市立北中学校

北中体育館使用にあたっては、ほとんどの団体に適切に使用していただいています。下記の点に一層ご配慮いただき、事故けが等ないようにご使用ください。

1 「藤岡市立学校体育施設の開放に関する条例」及び「学校施設設備使用上の心得」の遵守

2 以下、「北中学校体育施設利用上の注意」の遵守

- (1) 施設利用許可申請書は前月末までに翌月分の提出をしてください。
- (2) 敷地内は全面喫煙禁止です。
- (3) 体育館内外での飲食は禁止ですが、運動中の水分補給については、①床にこぼさない（こぼれたらすぐ拭き取る）、②ゴミを持ち帰る、ことにより許可しています。
- (4) 必ず体育館専用シューズを使用してください。
- (5) バレーボール等のネットの支柱は丁寧に設置してください。
- (6) ステージ、武道場、2階ギャラリー、体育倉庫は使用禁止とします。また、物品の貸し出し許可はしていません。
- (7) 利用登録者以外の方の使用は禁止です。
- (8) 利用時間を厳守し、施設後は敷地内外に長くとどまらないでください。
- (9) 駐車場は校舎北側利用を基本としてください。

※迅速な連絡、調整を図るため、責任者またはそれに代わる方に「メール登録」をお願いいたします。4月の申請の時にアドレスをお知らせください。

責任者の方は利用者への指導監督をよろしくお願いいたします。